

## 情報まちづくり論から見た図書館の役割

井出 明<sup>†</sup>

地域の公共図書館はこれまで、主として二つの役割を担ってきた。その一つは、情報が内包された“図書”という媒体を集め、地域住民に貸し出す拠点としての機能である。そしてもう一つが、地域情報の蓄積と提供の機能であろう。しかし近年、高度情報化社会の到来や指定管理者制度をはじめとした様々な制度改革の中で、公共図書館を取り巻く情勢が変化しつつある。その帰結として、図書館に求められる役割も変化し、図書館は新たな方向性を見出す必要性に迫られているといえよう。本稿では、筆者が提唱する“情報まちづくり論”の観点から、今後の図書館のあるべき姿を考える。

### The Role of Libraries With Regard to Information-based *Machizukuri*

Akira Ide<sup>†</sup>

Until now, local public libraries played mainly two roles. One is to collect books that contain information and lend them to local people. The other role is to preserve local information and make it available to people who want to learn more about it. However, as a result of the arrival of the era of advanced information societies and designated administrator systems, the situation in public libraries has changed. Thus, the roles that people expect libraries to play have also changed, and now it is necessary for libraries to find a new direction. This paper discusses future roles of libraries with regard to information-based “*Machizukuri* (which refers to constructing cities, building communities, etc.)”.

### 1. はじめに

地域の公共図書館は、一般に二つの役割があると言われている。

一つは、書籍など情報のつめ込まれた媒体を蓄積した上で、地域住民にこれを閲覧もしくは貸し出すサービスである。もう一つは地域にまつわる情報をアーカイブしておき、必要に応じてそれを提供するサービスである。

この二つのサービスは、長年公共図書館の役割の根幹をなすと言われてきたが、インターネットが普及した高度情報化社会においては、その役割は再考されるべき時期にかかっているのかもしれない。

具体的には、図書館の情報蓄積および閲覧・貸出サービスは、今後、徐々に図書館の手を離れていくことが推察される。いわゆる参考図書が担っていた機能は、多くはWEBサービスに置き換えられつつある。従来、大型の年鑑類などは図書館に足を運ばなければ参照することが出来なかったが、インターネットの普及によって、年鑑がカバーしている情報のほとんどを手軽に入手することが出来る。

また、図書の貸出機能についても長期的にはWEBサービスにその中心が移っていくことが予想される。これまで時間つぶしのために読まれていた類の活字コンテンツは、ブログやSNSの書き込みを閲覧したほうが読み手のニーズにあったものになるため、やがて消費自体が少なくなっていくことが予想される。実際、雑誌の発行部数は年々低減傾向にある<sup>1</sup>。そして、現状において図書館のサービスの中核を占める書籍の貸し出しについても、電子書籍の登場によって大きく変わることが考えられる。現在のところ、電子書籍の貸出を積極的に行なっている例として、東京都千代田区の図書館を挙げることができるが、コンテンツの消費者にとっては紙でコンテンツを享受しようが、電子機器で享受しようが基本的には大きな差異はない<sup>a</sup>。しかし、原理的に考えれば電子書籍の場合、情報の留め置きと受け渡しに関わるコストそのものが限りなくゼロに近づくため、これまでのようにその費用を税金で負担して図書館という形態を取らなくともサービスを提供できる可能性が高い。実際、一週間程度でストリーミング視聴ができなくなる映像提供方式をして、「レンタル」という名称で課金する仕組みがあるが、利用者の立場にたってみれば、これは有償の図書館サービスといってもあまり違和感はないであろう。

これまでの図書館サービスでは、紙なりビデオテープなりの媒体を管理することが大きな比重を占めざるを得なかったが、ネットワーク社会の進展は媒体の管理から図書館を解放しつつあるのである。しかし、その解放が旧来型図書館の役目を終焉に導

<sup>†</sup> 追手門学院大学  
Otemon Gakuin University

く結果、公立図書館の存在自体があやふやなものになりつつあるのである。ユーザーにとっては、交通費を払ってまで図書館に媒体を返しに行くよりも、多少料金がかかっても電子書籍の「レンタル」に移行していくのは当然の理と言えよう。

では、地域公共図書館のもう一つの役割である地域情報のアーカイブおよび提供者としての役割はどうなっていくのであろうか。本稿のテーマである“情報まちづくり論”の観点からは、この部分に地域公立図書館の活路があると考えている。

次章以降では、“情報まちづくり論”の考え方を説明した上で、図書館のあり方について具体的に考えていく。

## 2. “情報まちづくり論”の考え方

“情報まちづくり論”の考え方については、すでに拙稿があり、その構想を説明している<sup>2</sup>。したがって、ここでは概論を述べるに留める。

現在、“まちづくり”という言葉は非常に肯定的に捉えられ、地方行政はもちろんのこと、各種NPO団体の中にもまちづくりに積極的に関与する組織も増えている。ただし、“まちづくり”という言葉が指す意味内容は、決して一律ではなく、ある程度の幅がある。土木・建築系からまちづくりを論じる場合、ハードウェア中心の議論になることが多い一方で、社会学者がこの論点を扱うときは、人間関係のネットワークなどにフォーカスが移ることとなる。このようにまちづくりはいろいろな角度から論じられるものの、何故かこれまで、“情報”の視点からまちづくりが論じられることは少なかった。まちづくりという言葉が、不可避的にそこに居住する住民を扱う以上、そのコミュニティ内部における情報の発生、流通、消費について議論することは避けて通れないはずである。そうであるとすれば、情報の観点からまちづくりを議論し、体系化しようとする試みが“情報まちづくり論”の核心部分であるといえる。

本稿では、道路や橋といったハードウェアインフラと同じレベルの重要性を図書館に対して感じている。それは図書館が、地域を地域たらしめるための重要な情報のインフラであると捉えているからである。またこのように地域の公共図書館に独自の役割を見出すことは、現在の図書館がおかれた難しい立ち位置からの脱却を助けることにもつながる。東京都の石原知事を初めとして、地方行政の為政者の中には、図書館をたんなる“無料の貸本屋”程度にしか見ていない者も多い<sup>3</sup>。この状況を改善する上で、地域の情報インフラとしての図書館の意味付けを体系的に考える必要があるといえる。

次章以下では、“まちづくりのための情報インフラ”として図書館を位置づけた場合、図書館がどのように作られ、またどのように運営されていくべきかという点について、具体的な例を交えながら実践的に論じていく。

## 3. 地域公共図書館の作り方

本章では、地域公共図書館がどのように作られるべきかという方法論について話を進める。

“情報”という言葉は多義的であるが、図書館を経由する情報は、基本的に人が作り上げたものであり、人が受領する以上、“社会情報”一つであるといえる。社会は、ふたり以上の人間が存在して初めて成立しうるものであるが故に、社会情報を扱う機関は、人里離れた野中の一軒家のような作り方をすべきではなく、情報を享受できる人々が存在する場所に設置すべきである。

ただし、情報はモノ（＝ハード）と異なり、それ自体で価値をもつものではなく、何らかの社会的実体と結合した時に初めて意味を持ち始める。例えば、「明日、ドルが上がって、円が下がる」という情報を得たとしても、実際に円を売り、ドルを買う手段を持たない人にとっては、この情報はほとんど意味を為さない。この情報は、各種プロのディーラーやネットワークを用いて資産形成をするような類の人にとって意味があるのである。このように情報は、他の価値と結びついて初めて、情報自体の意味が発生するため、他の価値と結合しやすい場所に作るとともに、他の価値と結合させるための仕掛けを行政側で考えなければならない。その為には、具体的に、どのような方法論を用いるべきであろうか。

写真1を見ていただきたい。これは、厦門（アモイ）の複合文教施設の説明板である。ここは、図書館の他に、博物館、美術館、科学館が集約された施設になっている。情報学の観点から考えた場合、このような知識集約型コンプレックスは、非常に大きな意味をもつ。美術館である展示を見た来館者が、その作品の来歴を調べたいと思った時に、美術館備え付けの資料だけではどうしても限界が出てくる。美術品にまつわる情報は、文化・歴史ときには政治も絡むため、非常に広範囲にわたって収集しないとその作品の本質に迫れないことがある。これは科学展示においても同様であり、美術館や博物館の周囲に図書館があり、その資料やレファレンスサービスを使えるのであれば、博物館・美術館に展示されているモノと、図書館が有する情報が意味のある結合を作り、双方の施設そして双方の知恵と知識が相乗効果を発揮することになる。



写真1 アモイ文化・芸術センター

国内においてもこのような事例は多く見ることができるが、ここでは旭川市中央図書館と苫小牧市立図書館の事例を挙げておきたい。

旭川市中央図書館は、常磐公園の中に存する施設で、同公園内には道立旭川美術館と自然科学系博物館としての“川のおもしろ館”も設置されているc。この3つの施設は、先述の通り有機的な知の共有と結合が可能になるポテンシャルを秘めている。

また苫小牧市立中央図書館は、市民文化公園と一体化しており、そこには苫小牧市博物館も存在している(写真2)d。この図書館と博物館は、事実上一体化して使うことが可能であり、これもまた見事な知識共有の実例として紹介することが出来るe。



写真2 苫小牧市民文化公園

より規模の小さな町における知識集約と知識共有の例としては、これまた北海道ではあるが、むかわ町の例が参考になる。むかわ町の街の拠点は、“道の駅四季の館”でありこの施設の中に図書館機能を有した施設はもちろん、スポーツ施設や一時期はノーベル賞の鈴木章博士を顕彰する展示も備えられていた。

翻って、知の共有や集積といった観点から都市の図書館を見た場合、実は困難に直面していることがわかる。都立中央図書館はなるほど確かに立派な施設であり多くの蔵書数を誇っているが、美術館や博物館といった知の集積した施設とどのように連携

を取るかという点について考えると、なかなか一体化した知識集約手法を考えることは難しい。これは地域公共図書館が充実していると言われる多摩地区においても同様であり、美術館や図書館といった各種の社会教育施設を現実的に結合させて使うことが難しい地域が多い。関西圏を見ても、大阪府立中央図書館、大阪市立中央図書館、そして各種の府立博物館と市立博物館、美術館は市内に点在している f。北海道において先進事例が多く見られるのは、それだけ土地利用の制約が少なく、理念的に望ましい施設配置が可能であると推察される。

しかし、都市においても将来的には各種社会教育施設は集約することが望ましい h。それは、既述した情報の集積や知の共有の本質的拡張として、クリエイティブシティ（創造都市）の実現が期待されるからである。都市には、芸術家、学者、技術者など様々な知的バックグラウンドを持った人が流れこんでくるが、何の仕掛けも施さなければ、これらの人々が相互に出会い、互いに啓発を与え合う可能性は少なくなる。仮に、こうした多種多様な知的バックグラウンドを持つ人々を交流させようとするのであれば、それぞれが活動する物理的エリアを一箇所に集積することで、様々な出会いが生まれてくると言えよう g。この邂逅をよりよいものにするためには、長時間滞在を可能にしたり、適度なアルコール提供によって交流を広めるという意味で、上質のカフェの設置なども大きな効果を生むことが期待される 4。

## 4. 地域公共図書館と今後のサービス

冒頭で述べたように、「図書館を無料の貸本屋」と考えた場合、情報の流通コストが加速度的に低下している関係上、公費でこれを維持する必然性は徐々に減ってきていると言って良い i。

地域の公共図書館の存在意義は、“貸本屋”を超えたものでなければならず、地域の情報を集め、流通させ、地域の知の共有に資するものでなければならない。

これが具体的に何を指すかであるが、本稿では2つの具体的な展開を考えている。以下、順に示す j。

### 4.1 地域の文化資産の掘り起こし

これまでの図書館は、地域の情報資源の掘り起こしをほとんど行って来なかった。各地域には、伝承や民話等が数多く存在しているが、博物館がそれらの情報を集めることはあっても、図書館が能動的にそういった活動をするのはあまり聞いたことがない。しかし、地域の情報インフラとしての役割を地域公共図書館が担うべきであるという考え方にたてば、すでに市販された情報だけでなく、現実的にこの世に存在する

各種の情報に対して分類を行い、検索可能な状況に置くことは新時代の図書館の役割としてもよい。そしてそれにとどまらず、さらに一步踏み込んだ形で、図書館が集めた地域の情報を、出版社に持ち込んで市販の書籍として世に出すなどの情報のトータルプロデュースも、今後の図書館に期待されることとなろう。

同時に、このような地域の文化資産を掘り起こすことは、住民の地域に対する理解と帰属意識を深めることにもつながってくる。特に、いわゆるベッドタウンと言われる地域においては、住民の街への帰属意識が希薄であるため、地域が有しているコンテンツを探索し、アーカイブ化しておくことは、まさにまちづくりの観点から重要な意味を持っている。人的な属性に目を向ければ、アイデンティティの形成途上にある若い層に対して、これらの情報を提供できるようにしておくことは、彼らが自己を形成していく上で、プラスの方向に働くことが予想される。彼らに地域学習のツールをいつでも提供できるようにしておくことは、まさに地域の公共図書館の本質的な使命であると言えよう。地域を構成する住民が、地域に誇りを持ち、さらには地域の文化的一体性を意識していく上でもこのような施策は検討されるべきである k。

### 4.2 地域知のマネジメント機能

しばしば、「地方には人材がない」という言葉を聞くが、これは真実であろうか。地方でも、高水準の文化的活動を行ったり、先進的なNPOを展開している例もよく見られる。

地方の知識生産において問題なのは、知的生産が単発で終わってしまい、共有知として、地域の知恵と知識が統合化されていないという点である。都市に住む文化のオーガナイザーが地方の知的生産を東京発のメディアで紹介し、それによって初めて自分の住む地域に素晴らしい活動が存在していることに気づくことも多い。

このようなパラドックスを防ぐためにはどうすれば良いのであろうか。

実は、図書館はこうした地域における知の共有について、何かをなしうる大いなるポテンシャルを有している。図書館には、情報が集まるとともに、情報を求めている“人”もまた集まってくる。換言すれば、「誰が何を知りたがっているのか」という情報は、理論上は図書館で集めることが出来る。そして、現時点では、「図書館の自由」との兼ね合いもあり、あくまでも理論的なレベルでしか議論を展開できないものの、「ある情報を知りたがっているAさんと、別のある情報を知りたがっているBさんが存在し、それぞれの興味の方向性を鑑みて、両者を引き合わせる」ことは、地域の共有知に関するコラボレーション効果を生み出す可能性がある lm。

このシステムを実現するためには、利用者自身で自分の貸出履歴の一部や関心事項といった“内心”に関する情報が流通することに同意をし、関心事項のマッチングサービスに近い仕組みを作らなければならない。同意に基づくプライバシーの一部開放については、現在も“公開用本棚”に近いサービスが提供されていることから、全く

同意が取り付けられないということはおそらく無いであろう<sup>5</sup>。

問題は、制度として実現した後に、実際に“有益な出会い”を作れるかどうかにかかっている。この種の仕事については、図書館司書は基本的に経験がなく、図書館司書を養成する科目についても地域の情報をどうマネジメントするかという類のものはなく、いわば平板な形でしか情報を扱わない。このような状況を回避するためには、司書課程や職員のレカレント教育の中でいわゆる“地域情報学”や本稿の趣旨である“情報まちづくり論”のような講座を用意し、地域の情報資源をどのように扱うべきなのかという点について、体系的な学びの場を用意する必要がある。

### 5. 行政による図書館経営の考え方

行政が単にコストカットの観点から、指定管理者制度を安易に用いるべきではないという点についてはすでに言及した。但し、これは、指定管理者制度制定以前の高コスト体質に図書館経営を戻すべきであるという意味ではない。

地方自治体の首長は、図書館にまつわる各論点に対しては、これまで、ほとんどコストと利便性の話しかしてこなかった。それは、首長がとりもなおさず図書館を“無料の貸本屋”程度の認識でしか考えていなかったからであるが、首長がやるべき責務として、図書館をどうすべきかということを考える以前に、鳥瞰的な視点から“情報戦略大綱”を住民に示す必要がある。高次のレベルで情報戦略大綱が決まっていれば、その哲学から演繹的に図書館や博物館がどのようなサービスを担い、何を行政がカバーし、別のどの部分を民間に委ねるべきかという議論の方向性が、コストなどと言った瑣末なレベルの話ではなく、大局的な観点から自ずから決まっていくと考えられる。また、単に効率性を求めた図書館経営とそれを支える指定管理者制度のもとでは、司書もアルバイトと派遣社員が中心となってしまう、地域の情報を扱うプロが育たないことになる。

これまで、政治家が選挙に打って出る際に、財政や行政機構に関する論点については、必ず公約等の形で政策を発表していたが、情報戦略については寡聞にして語られたことを知らない。もちろん、図書館の開館時間を伸ばすなどの公約が掲げられることはあったかもしれないが、自治体の首長を選ぶ選挙の際に、当該自治体が情報をどのように扱い、どのように流通させ、どのように活用していくのかというレベルの議論は置き去りにされてきたのである。

これは、大手の民間企業において、ほぼすべての企業が役員として CIO(Chief Information Officer)を配置し、当該企業帯にとっての情報の重要性を認識した上で、情報戦略を考えようとしている現状と比べた時、政治の世界の遅れは歯がゆいとも言え

る状況である。今後は、地域の政治に関しても、情報政策を明確に打ち出した政治指導者が現れることが望まれる。地方行政のトップは、地域の情報化の全体像を作り、その中で図書館の位置づけを考え、それに適した人員の配置と予算化を行わなければならない。

### 脚注

- a. 但し、一部の美術書などで優れた印刷技術を前提とした出版物は残るであろうが、それは書籍の流通全体から見れば極めて例外的な存在にすぎない。
- b. なお、本稿ではあくまでも“地域の公共図書館”を議論の対象とし、大学図書館と地域の関わりについては、別に稿を譲りたい。
- c. 残念ながら、旭川市のメイン博物館である旭川市博物館は図書館からかなり離れたところにある。
- d. 苫小牧市には、正式な形での美術館は 2012 年 9 月現在存在せず、設置が検討されているところである。
- e. 博物館については、重要な知識が集まり、集約されているといった点で図書館と類似性があるものの、外部に対する情報発信機能という観点から考えた場合、情報学の体系における両者の位置づけと役割は自然と異なる。したがって、博物館については、また稿を改めて論じることとしたい。
- f. 2012 年 9 月現在、大阪市長は政令指定都市における二重行政の問題点を指摘するが、図書館や美術館などの社会教育施設における知の共有や集約は本文中にも述べたとおり東京でも失敗している。したがって、当該論点については、単に行政システムの問題ではなく、これまでの設立の経緯や現状における移転の難しさ等、別の要因が存在することになる。
- g. これは、司書、学芸員そしてアートマネージャーといった専門職間の交流という観点からも重要な意味を持っている。
- h. 図書館の分館に地域情報のゲートウェイとしての機能を持たせることも有効である。来訪者がある地域を訪れる際、駅や空港を利用することも多いが、こうした施設に図書館・図書室が存在すれば、来訪者は地域情報を網羅的に収集することが出来る。現在、多くの駅や空港には観光案内所はおかれているが、「この地域の主要産業は何か」や「先代市長の財政の考え方を知りたい」などといった地域の疑問に応答する仕組みがほとんど無い。こうした要請に答える仕組みは、一時期苫小牧市等で企画されたこともあるが、なかなか実現はしていない<sup>6</sup>。
- i. それでもなお、公費で図書館を維持する必然性は残り続ける。それは情報に関係する権利を、「人間にとって不可欠な権利」と捉えた時に、この意味は明確になる<sup>7</sup>。社会には高齢者を始めとして、一定数のインターネットにアクセス出来ない人が不可避免的に存在する。この層に対して、ミニマムサービスとしての情報を提供する施設とし

て、図書館の存在は重要な価値をもつ。

j. この視点で図書館の意義や役割を考えた場合、少なくとも図書館に関する限り、現行の指定管理者制度の意義は再検討されなければならない。現在の指定管理者制度の趣旨は、行政のコスト削減に集中する傾向がある。指定管理者を選ぶ際に、地域の情報マネジメントに関する力量も斟酌されるべきであろう。具体的には、地域の情報の収集、体系化、発信まで視野に入れた指定管理者の選択が望まれる。

k. 逆に、地域のもつ「負の記憶」についても、少なくとも検索可能な状況においておく必要がある。関西の図書館では、様々な社会差別に対するいろいろな資料が図書館にまとめられているが、これは図書館の役割を考えた場合大変重要な責務を果たしているといえるし、同様の資料収集の例としては、北海道の公共図書館におけるアイヌ関係の資料提供に同種の価値を見いだせる。日本社会の発展過程を考えみた時、様々な人権侵害の歴史が見られるが、地域によってはその負の歴史に関して積極的に目を向けようとしないとこも散見される。例えば、各種温泉地における枕芸者を中心とした性風俗に関連した人権問題は、その地域の歴史を語る上で避けて通ることは出来ないが、これらについて地域史として、その地域の図書館でまとめた資料を手に入れることは現実にはかなり難しい<sup>8</sup>。炭鉱町における下層労働者の生活実態なども含め、負の歴史も含めた地域のコンテンツを記憶としてまとめ、検索可能な状況におくことは地域の公共図書館としての役割の一つである。

l. これは、武雄市が行おうとしている CCC (カルチャー・コンビニエンス・クラブ) による T ポイントの付与とは、全く別のレベルの話である。武雄市の場合、あくまで市民サービスとしての利便性の観点から当該システムを推進しようとしていたことに加え、構想発表以前にプライバシー問題に関する真剣な検討を行っていた形跡がない<sup>9</sup>。記者発表時にメディアからの質問を受けて初めて、首長は論点の重大さに気づいている。もちろん、情報を用いたまちづくりや地域における共有知の形成などといった新しい時代の図書館の可能性については全く言及されていない。武雄市が示した論点は、単に現状の公共図書館のサービスをどうするかという問題にすぎないが、当該問題提起は図書館が根源的に有する力を矮小化してしまっている。

m. 前述の武雄市の図書館問題に寄せて、「公務員が情報を管理しようと民間業者が管理しようと、本質的な差異はない」という主張をする論者も居る。しかし、公共図書館の場合、基本的に貸出履歴は本人が書籍を返却した時点で自動的に消去することがデフォルトとなっている。つまり、貸出履歴のリストはもともと存在しないため、武雄市と CCC に関連する問題は、貸出リストに関連した管理の問題ではなく、そもそもそのようなリストを作って良いのかという問題になる。そして貸出履歴のリストを行政側が管理すること自体の危険性は、内心の自由との関連で従来から指摘されてきたところである。武雄市の問題については、指定管理者制度の是非やマネジメントの問題ではなく、あくまでもリストを作成すること自体の可否として考えられるべきであ

ろう。

n. 私事ながら、筆者はこれまで大学専任教員となり、博士学位を取得した後に、図書館司書資格を通信教育で取得した。取得が平成 23 年度であったため、旧制度での取得ではあるが、いわば現行の司書養成システムの問題点を体感したことになる。

o. まちづくり論における、コミュニティ内部の情報流通の特質については、すでに西村・石原 (2010) で述べられているとおり、コミュニティが価値の等質性を保たなければならない以上、その情報流通に関しては外部に対して排他的にならざるをえないという論考を発表している<sup>10</sup>。したがって、仮にここで提案する施策が実施される場合、その情報が内向きのベクトルをもつことは、制度を享有するメンバーも図書館関係者も留意しておく必要がある。

### 謝辞

本論文に関係する基礎調査の一部は、科学研究費基盤研究 (C) 「情報爆発時代の観光情報学」によって賄われている。

## 参考文献

1. 毎日新聞「雑誌：長引く販売不振 特効薬なく、かぎは内容充実」東京夕刊,p7,2005年9月2日
2. 井出明「情報まちづくり論の試み」『研究報告電子化知的財産・社会基盤 (EIP)』Vol.2012-EIP-55 情報処理学会 (2012) No.8
3. 石原知事定例記者会見録 平成 18(2006)年 10 月 20 日(金)15:30～16:16
4. 佐々木雅幸『創造都市への挑戦—産業と文化の息づく街へ』岩波書店 (2001) pp.1-42
5. “Media Marker” <http://mediamarker.net/> 2012 年 9 月 13 日確認
6. 苫小牧新報「苫小牧エスタに図書館カフェ」WEB みんなのぼろ,2010 年 2 月 13 日, <http://www.tomamin.co.jp/2010t/t10021301.html> 2012 年 9 月 13 日確認
7. 浜田純一「マルチメディアと<情報に対する権利>」『マス・コミュニケーション研究』Vol.52 日本マス・コミュニケーション学会 (1998) pp.67-75
8. 井出明「エコミュージアムと観光 (II)」『観光とまちづくり —地域を活かす新しい視点—』深見聡・井出明編 古今書院 (2010) pp.63-72
9. 毎日新聞「見:武雄市図書館の指定管理者にCCC 公立館の課題浮き彫り—来春スタート」地方版, 2012 年 9 月 6 日  
<http://mainichi.jp/area/saga/news/20120906ddlk41040422000c.html> 2012 年 9 月 13 日確認
10. 石原武政「いまなぜ、まちづくりか」『まちづくりを学ぶ 地域再生の見取り図』石原武政・西村幸夫編 有斐閣(2010) pp.1-12